

## 第3節 経済外交

### 1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化し、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、経済活動の抑制を通じて世界的に急速な景気の悪化をもたらした。その後、新型コロナの影響の緩和に伴い、世界経済全体としては緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、足元では需要回復やウクライナ情勢の影響なども相まって、物価の高騰が進行している。先行きについても、金融資本市場の変動を始め、新型コロナ対策で膨らんだ政府債務、海運を始めとする物流コスト増、エネルギーやコモディティ価格の上昇などにより、依然として不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、経済連携による貿易自由化とルール作りの努力を継続した。2022年1月には地域的な包括的経済連携（RCEP）<sup>1</sup>協定が発効した。多角的貿易体制の礎である世界

貿易機関（WTO）<sup>2</sup>については、これまでに3度にわたり延期されてきた第12回閣僚会議が6月に開催され、約6年半ぶりとなる閣僚宣言の採択に合意し、新型コロナ対応や漁業補助金協定交渉を始めとする重要なテーマについて成果を出すことに成功した。また、有志国の取組である電子商取引交渉については、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールが、世界的なデジタル貿易ルールの合意に向けて、引き続きコミットしていく意思を示す、共同議長国閣僚声明を発出した。

以上の認識も踏まえ、日本は、(1) 経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りや国際機関における取組、(2) 官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び(3) 資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速するため取組を進めてきた。

### 2 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

#### (1) 経済連携の推進

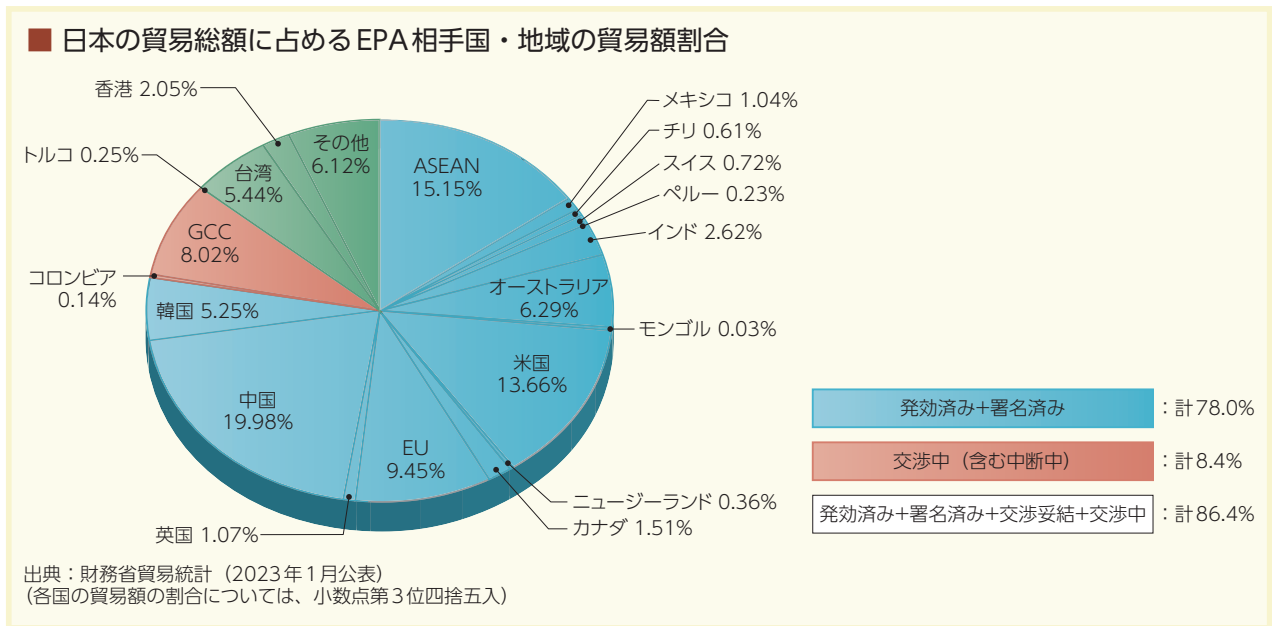
近年、経済のグローバル化が進展する一方、新型コロナの感染拡大により保護主義的な動きが一層顕著となり、さらにはロシアによるウクライナ侵略を原因として世界経済全体が混乱に見舞われている。そうした中で日本は、物品の

関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定（EPA/FTA）<sup>3</sup>を重視し、これを着実に推進してきている。2021年1月1日には、日英包括的経済連携協定（日英EPA）

1 RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

2 WTO : World Trade Organization

3 EPA : Economic Partnership Agreement, FTA : Free Trade Agreement



が発効し、2022年1月1日には、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについてRCEP協定が発効した。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合）は約78.0%に至った（出典：2023年財務省貿易統計）。

また、2023年1月には、米国産牛肉についての農産品セーフガードの適用の条件を修正するための日米貿易協定改正議定書が発効した。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の高いレベルの維持や、RCEP協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

## ア 多国間協定など

### (ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとっても、日本企業が海外

市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、CPTPPを通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ（TPP12）協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現するため、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチリで署名された。協定の発効に必要な6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月にベトナムが、2021年9月にペルーが、2022年11月にマレーシアが締約国となり、同協定は9か国について発効した。

CPTPPの発効後、閣僚級を含めTPP委員会

が6回開催されている。2021年6月の第4回 TPP委員会では、同年2月に加入を正式に申請した英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部会（AWG）の設置が決定され、同年9月に同作業部会の会合が開始された。2022年7月には東京で同作業部会の会合が開催され、CPTPP参加国及び英国の間で、協定のハイスタンダードなルール及び市場アクセスを維持しつつ、加入プロセスが適切に進められるよう、様々な課題について議論を深めた。英国の加入手続の進展は、自由貿易を更に推進するとの世界に向けた力強いメッセージであり、自由で公正な21世紀型の貿易・投資ルールを広げていくためにも重要となる。英国の加入手続が、CPTPPの高いレベルを維持しつつ円滑に進むよう、日本が議長を務めるAWGにおいてしっかりと議論していく。また、10月には第6回 TPP委員会がシンガポールで開催された。本会合は、第1回会合以来、3年ぶりに対面かつ閣僚級で開催され、パンデミックの影響を受けたサプライチェーンの強靱化<sup>じん</sup>といった地域における重要な貿易事項に対処すること、不当な貿易制限措置や経済的威圧に対抗することなどを確認した。また、各小委員会の活動成果の報告や、デジタル経済及びグリーン経済の分野における協力の進展の報告がなされた。また、英国の加入プロセスについて加入作業部会議長の日本から報告するなど、出席した閣僚間で活発な議論が行われた。2021年9月16日に中国が、同月22日に台湾が、同年12月17日にエクアドルが、2022年8月10日にコスタリカが、同年12月1日にウルグアイが加入を正式に申請した。日本は、加入申請を行ったエコノミーが市場アクセス及びルールの面でCPTPPの高いレベルを完全に満たすことができるかどうかについてしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

#### (イ) 日・EU経済連携協定（日EU・EPA）

EUは、日本にとって第三位の輸出相手（全

体の9.2%）かつ第二位の輸入相手（全体の11.1%）であり、日・EUの経済規模はGDP（国内総生産）で合計22.1兆ドル、貿易総額で14.6兆ドルに上る（いずれも2021年時点）。2019年2月に発効した日EU・EPAは、世界GDPの約4分の1、世界貿易の約3分の1を占める自由な先進経済圏を構成するものであり、日・EU間の貿易は新型コロナウイルスやロシアのウクライナ侵略の影響を受けつつも、本協定を基礎として堅調に推移している。

協定発効後は、その着実な実施を確保するため、合同委員会及び12分野別の専門委員会などを通じて継続的に議論を行っている。3月に実施した合同委員会第3回会合では、協定の効果的な運用のための議論を行い、経済分野の諸課題に対する日・EU間協力について確認した。また10月には「データの自由な流通に関する規定」を本協定に含めることにつき正式交渉を開始した。今後も本協定を基盤に日・EU経済関係の更なる発展を目指していく。

#### (ウ) 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

2021年1月に発効した日英EPAは、英国のEU離脱後の日系企業のビジネス継続性を確保し、良好な日英関係を更に発展させるための重要な基盤である。日EU・EPAを基礎とし全24章で構成される日英EPAは、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAより先進的かつハイレベルなルールを規定するほか、鉄道車両・自動車部品など一部品目で英国市場へのアクセスを改善した。また、日本が結ぶEPAで初めて、貿易により創出される機会や利益への女性のアクセス促進のための日英協力に関する章を設けている。現在は13分野別の専門委員会・作業部会を通じて継続的に協定の実施などに関する情報交換を行っている。2月には合同委員会第1回会合を開催し、協定の運用状況の確認や、デジタル貿易や気候変動などの分野での日英間の連携強化について確認した。今後も日英経済関係の一層の深化を目指



し、緊密に協力していく。

### (工) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本の主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、2013年3月に交渉を開始し、2022年12月までに計16回の交渉会合を行った。

### (オ) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催されるなど約8年の交渉を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2019年11月の第3回首脳会議において、以降の交渉への不参加を表明し、RCEP協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を日本の発案により発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定めた。インドがRCEP協定に参加することは、経済的にも戦略的にも極めて重要であり、日本は、インドのRCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、4月26日及び27日にオンライン形式で第1回合

同委員会が開催され、9月17日にシェムリアップ（カンボジア）で協定発効後初の閣僚会合が開催された。日本としては、RCEP協定の完全な履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

### (カ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

2016年アジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議で採択された「FTAAPに関するリマ宣言」では、(1) FTAAPは質が高く包括的で次世代貿易・投資課題を組み込み、TPP11協定やRCEP協定などを道筋として構築されるべきこと、(2) その能力構築を支援する作業計画に着手することなどを確認した。2022年にAPEC議長を務めたタイは、「FTAAPアジェンダに関する作業計画」を取りまとめ、2023年のAPEC閣僚会議で、その実行の進捗を報告することを求めた。

日本は2017年以降FTAやEPAにおける「競争章」や投資政策に関する政策対話などを行い、能力構築支援に継続的に取り組んでいる。またTPP11協定が2018年12月末に発効したこと、RCEP協定が2022年1月に発効したことは、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

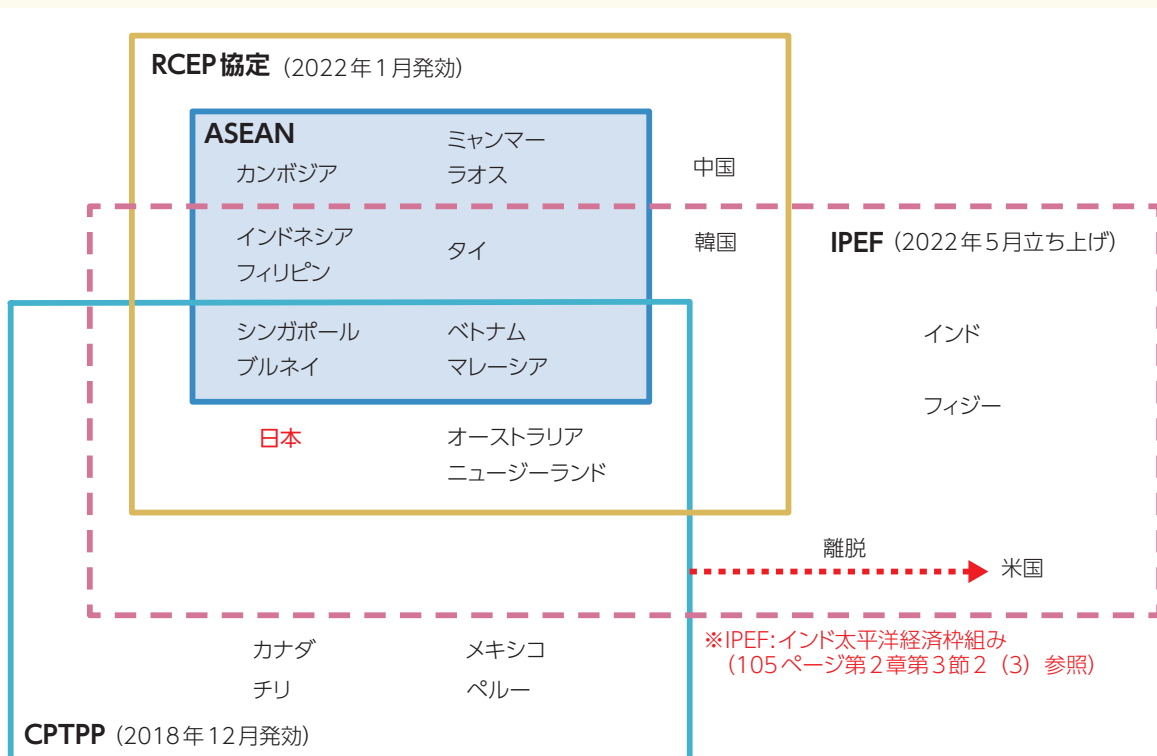
## 1 二国間協定

### (ア) 日・トルコEPA

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。トルコは、これまでに20以上の国・地域とFTAを締結しており、日本としても、EPA締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必要がある。

また、両国の経済界からも日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示されていることから、2014年1月の日・トルコ首脳会談

## ■ インド太平洋地域の多国間経済協定と IPEF



において交渉開始に一致し、2022年12月末までに17回の交渉会合が開催された。

### (イ) 日・コロンビアEPA

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を開始した。コロンビアは各国（米国、カナダ、EU、韓国など）とFTAを締結していることから、日本も競争環境を整える必要性が高まっているほか、EPA締結による二国間関係の強化は、国際場裡における協力強化や太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との協力促進にもつながることが期待されており、引き続き交渉を行っている。

### ウ その他の発効済みの経済連携協定（EPA）

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けら

れている。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン、及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、インドネシア（2008年開始）、フィリピン（2009年開始）及びベトナム（2014年開始）の累計受入数はそれぞれ3,633人（2022年度まで）、3,384人（2022年度まで）及び1,696人（2022年度まで）となっている。また、2021年度までの累計国家試験合格者数は、看護師は573人、介護福祉士は2,136人である。

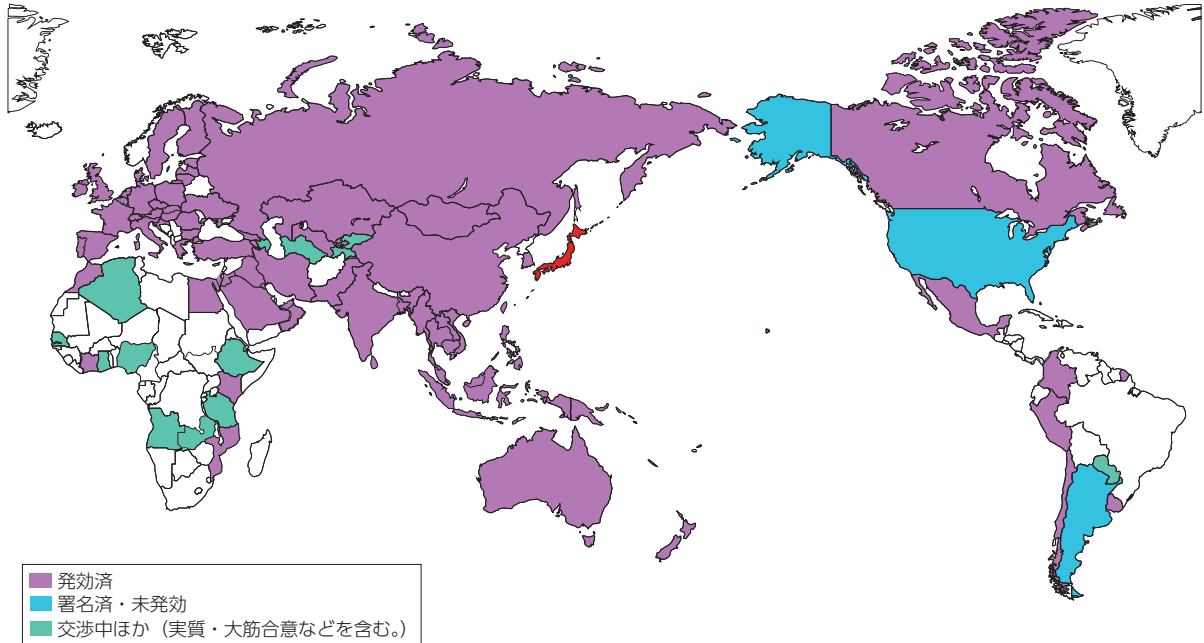
### 工 投資関連協定

投資関連協定（投資協定及び投資章を含むEPA/FTA）は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄

■ 投資関連協定の現状 (2022年7月)

投資関連協定<sup>(注)</sup>の交渉状況 (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

・発効済：52本 (投資協定35本、EPA17本)  
 ・署名済・未発効：3本 (投資協定2本、EPA1本) } 80の国・地域をカバー  
 ・交渉中：18本 (投資協定15本、EPA3本) } 交渉中のものも発効すると  
 94の国・地域をカバー



■ 発効済 (終了したものを除く。) ( ) : 発効年 (自) : 「自由化型」協定

- 投資協定**
- |                                  |                                   |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 エジプト (1978)                    | 19 ミャンマー (2014) <sup>(自)</sup>    |
| 2 スリランカ (1982)                   | 20 モザンビーク (2014) <sup>(自)</sup>   |
| 3 中国 (1989)                      | 21 コロンビア (2015) <sup>(自)</sup>    |
| 4 トルコ (1993)                     | 22 カザフスタン (2015)                  |
| 5 香港 (1997)                      | 23 ウクライナ (2015)                   |
| 6 パキスタン (2002)                   | 24 サウジアラビア (2017)                 |
| 7 バングラデシュ (1999)                 | 25 ウルグアイ (2017) <sup>(自)</sup>    |
| 8 ロシア (2000)                     | 26 イラン (2017)                     |
| 9 韓国 (2003) <sup>(自)</sup>       | 27 オマーン (2017)                    |
| 10 ベトナム (2004) <sup>(自)</sup>    | 28 ケニア (2017)                     |
| 11 カンボジア (2008) <sup>(自)</sup>   | 29 イスラエル (2017) <sup>(自)</sup>    |
| 12 ラオス (2008) <sup>(自)</sup>     | 30 アルメニア (2019) <sup>(自)</sup>    |
| 13 ウズベキスタン (2009) <sup>(自)</sup> | 31 ヨルダン (2020)                    |
| 14 ペルー (2009) <sup>(自)</sup>     | 32 アラブ首長国連邦 (2020)                |
| 15 パプアニューギニア (2014)              | 33 コートジボワール (2021) <sup>(自)</sup> |
| 16 クウェート (2014) <sup>(自)</sup>   | 34 ジョージア (2021) <sup>(自)</sup>    |
| 17 イラク (2014)                    | 35 モロッコ (2022)                    |
| 18 日中韓 (2014)                    |                                   |
- (注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成。

- 投資章を含むEPA**
- |                                |  |
|--------------------------------|--|
| 1 シンガポール (2002) <sup>(自)</sup> | 12 モンゴル (2016) <sup>(自)</sup>                    |
| 2 メキシコ (2005) <sup>(自)</sup>   | 13 TPP11協定 <sup>(注1)</sup> (2018) <sup>(自)</sup> |
| 3 マレーシア (2006) <sup>(自)</sup>  | 14 EU (2019) <sup>(自)</sup>                      |
| 4 チリ (2007) <sup>(自)</sup>     | 15 ASEAN (2020 <sup>(注2)</sup> ) <sup>(自)</sup>  |
| 5 タイ (2007) <sup>(自)</sup>     | 16 英国 (2021) <sup>(自)</sup>                      |
| 6 ブルネイ (2008) <sup>(自)</sup>   | 17 RCEP協定 <sup>(注3)</sup> (2022) <sup>(自)</sup>  |
| 7 インドネシア (2008) <sup>(自)</sup> |  |
| 8 フィリピン (2008) <sup>(自)</sup>  |  |
| 9 スイス (2009) <sup>(自)</sup>    |  |
| 10 インド (2011) <sup>(自)</sup>   |  |
| 11 豪州 (2015) <sup>(自)</sup>    |  |
- (注1) TPP11協定：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定  
 (注2) 改正議定書の発効年  
 (注3) RCEP協定：地域的な包括的経済連携協定

- 交渉中  
投資協定
- |            |             |
|------------|-------------|
| 1 アンゴラ     | 9 ナイジェリア    |
| 2 アルジェリア   | 10 ザンビア     |
| 3 カタール     | 11 エチオピア    |
| 4 ガーナ      | 12 タジキスタン   |
| 5 タンザニア    | 13 EU       |
| 6 トルクメニスタン | 14 パラグアイ    |
| 7 セネガル     | 15 アゼルバイジャン |
| 8 キルギス     |             |

- 投資章を含むEPA/FTA**
- カナダ
  - 日中韓
  - トルコ

- 署名済・未発効
- ・TPP協定<sup>(注)</sup> (2016年2月署名、承認済) (EPA)<sup>(自)</sup>
  - ・アルゼンチン (2018年12月署名、承認済)<sup>(自)</sup>
  - ・パーレーン協定 (2022年6月署名、未承認)

(注) TPP協定：環太平洋パートナーシップ協定

与すると考えられることから、日本は投資関連協定の締結に積極的に取り組んできている。

2022年には、日・モロッコ投資協定が発効し（4月）、日・バーレーン投資協定に署名した（6月）。2023年1月末時点で、発効済みの投資関連協定が52本（投資協定35本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が3本（投資協定2本、EPA1本）あり、これらを合わせると55本となり、80の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると、94の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバーすることとなる<sup>4</sup>。

## オ 租税条約/社会保障協定

### （ア）租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努めている。

2022年には、モロッコとの租税条約（4月）、コロンビアとの租税条約（9月）及びスイスとの租税条約の改正議定書（11月）が発効した。さらに、5月にはアゼルバイジャンとの間で新租税条約（全面改正）が、6月にはアルジェリアとの間で租税条約が実質合意に至っている。2022年12月時点で、日本は84本の租税条約などを締結しており、151か国・地域との間で適用されている。

### （イ）社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目

的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2022年12月時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は23か国である。

## （2）国際機関における取組

### ア 世界貿易機関（WTO）

#### （ア）第12回WTO閣僚会議（MC12）の開催

6月12日から17日まで、ジュネーブにおいて第12回WTO閣僚会議（MC12）が開催された。本会議は、3度にわたる延期を経て4年半ぶりに開催されたものであり、WTO閣僚会議としては約6年半ぶりとなる閣僚宣言の採択に合意するなどの成果を達成した。外務省からは、三宅伸吾外務大臣政務官が出席し、各国と個別の会談を積極的に行い、合意に向けた意見調整に貢献した。さらに、MC12の機会に開催されたEU主催のウクライナとの連帯会合や英国主催ウクライナ支援に向けた貿易面での取組についての会合に参加し、ウクライナへの連帯を表明し、ロシアの侵略を非難した。

MC12では、新型コロナ危機やロシアによるウクライナ侵略に伴う食料供給問題といった、現在国際社会が直面する課題に対し、WTOが貿易機関として果たすべき役割を確認したほか、将来の危機への対応や経済回復の過程における貿易の果たす役割についての議論や、漁業補助金などの分野についてのルール形成に向けた議論などが行われた。当初予定していた会期を延長して深夜に及ぶ粘り強い議論が行われた結果、閣僚宣言に加え、パンデミック対応、食料不安への対応、輸出禁止・制限から世界食糧計画（WFP）による食料購入を除外、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムの次回WTO閣僚会議（MC13）までの延長などの個別分野の閣僚決定・宣言が採択された。さら

<sup>4</sup> 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2021年末時点）



に、20年以上に及ぶ交渉を経て漁業補助金協定交渉が妥結（281ページ 特集参照）するなど、多くの成果を得ることができた。

有志国の取組である電子商取引交渉については、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールが、世界的なデジタル貿易ルールの合意に向けて、引き続きコミットしていく意思を示す、共同議長国閣僚声明を発出した。日本は、本交渉の共同議長国として、多くの参加国を包摂していく形で、高い水準のルールを形成するため、引き続き議論を主導していく。

#### （イ）オコンジョ＝イウェアラWTO事務局長の訪日

10月18日から20日、オコンジョ＝イウェアラWTO事務局長は、事務局長就任後初めて日本を訪問し、岸田総理大臣への表敬や林外務大臣とのワーキング・ディナーなど政府要人との会談のほか、与党や経団連幹部との意見交換、日本国際問題研究所での講演など、日本の政財界や学術関係者と幅広く交流した。政府要人との会談ではオコンジョ事務局長から、日本のこれまでのWTOへの貢献に謝意が示されると共に、2023年にG7議長国となる日本への強い期待が示された。これに対し、岸田総理大臣からは、オコンジョ事務局長のリーダーシップを支持しWTOでの議論に積極的に貢献していくと述べた。また林外務大臣からは、貿易を取り巻く国際環境が大きく変化する中で、多角的貿易体制の中核であるWTOが時代に即した機能を十分に発揮することが重要であると述べ、オコンジョ事務局長との間で次回WTO閣僚会議に向け緊密に連携していくことで一致した。

オコンジョ事務局長は、2021年2月の事務局長就任以来、日本を含む主要国を歴訪した。

さらに、各種国際会議に精力的に参加し、漁業補助金協定交渉やWTO改革などを始めとする、WTOが抱える課題について加盟国との連携を強力に推進してきた。2022年には、G7やG20を始めとする貿易関連の会合だけでなく、8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）や、11月にエジプトで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）など貿易関連以外の国際会議にも参加し、グローバルな課題と国際貿易の関係などにつき、積極的な発信を行っている。

#### （ウ）紛争処理

WTOの紛争解決手続<sup>5</sup>は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための制度であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、第2審（最終審）に相当する上級委員会は審議に必要な委員数を確保できず「機能停止中」にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。2022年には8件の紛争が付託され、WTO設立以降の27年の間に、現在付託されている日本の当事国案件6件<sup>6</sup>を含む615件の案件が申し立てられている。

#### 1 経済協力開発機構（OECD）

##### （ア）特徴

OECDは、経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、加盟国などに対し、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員会で行われる議論などを通じて、国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

5 詳細については外務省ホームページ参照：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24\\_000710.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24_000710.html)

6 インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置、韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置、韓国による自国造船業に対する支援措置、インドによるICT製品に対する関税上の取扱い、日本の韓国向け輸出管理の運用見直し及び中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置





## 特集

## 第12回世界貿易機関(WTO)閣僚会議 —漁業補助金協定に関するWTO協定改正議定書の採択—

6月にスイスのジュネーブで開催された第12回世界貿易機関(WTO)閣僚会議で、164の全加盟国・地域のコンセンサス(意見の一致)を得て、新たに漁業補助金協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択されました。

漁業補助金協定は、違法・無報告・無規制(IUU: illegal, unreported and unregulated)漁業などへの補助金を禁止することで、海洋生物資源の持続可能な利用の実現を目指しています。これまで、IUU漁業を効果的に抑止するには国際協力が必要との観点から、地域漁業管理機関(RFMO)や国連食糧農業機関(FAO)において様々な取組が行われてきています。日本が2017年に加入した違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)では、FAOの枠組みの下、寄港国による、IUU漁業を行う船舶に対する入港拒否、港の使用の拒否などが定められています。これに対し、漁業補助金協定は、各国の交付する漁業補助金について、IUU漁業につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止などを規定しています。

2015年に採択された国連の持続可能な開発目標(SDGs)では、IUU漁業につながる補助金の撤廃が掲げられており、本協定の締結はこの目標の達成に寄与するものであるとともに、2017年に発効したWTO貿易円滑化協定以降初めて、WTOの全加盟国・地域が参加・交渉して作成された新しい協定となり、WTOのルール策定機能の健在を示したという点でも重要です。

WTO協定は、新しい協定については、加盟国・地域の3分の2が受諾した時に、当該加盟国・地域について効力が生じ、その後は、その他の加盟国・地域について、それぞれによる受諾の時に効力が生じることになっています。世界的な漁業資源管理の促進や海洋生物資源の持続可能な利用の実現に貢献することが期待される本協定の早期発効が望まれます。



第12回WTO閣僚会議  
(6月、スイス・ジュネーブ 写真提供:世界貿易機関)

### (イ) 2022年OECD閣僚理事会

2022年の閣僚理事会は、6月9日及び10日、議長国のイタリア、副議長国のメキシコ及びノルウェーの下、「我々が望む未来：次世代及び持続可能な移行に向けたより良い政策」をテーマにパリ(フランス)で議論が行われた。日本からは、山際大志郎経済財政政策担当大臣、三宅外務大臣政務官などが対面で出席し、三宅政務官から、ロシアによるウクライナ侵略は力による一方的な現状変更の試みであると厳しく非難すると述べた上で、OECDが「共通の価値

の下で結束して行動し続ける必要性を述べた。また、OECDのルールやスタンダードを非加盟国に普及していくことが重要で、特に、東南アジア諸国の新規加盟を実現していくことが重要であり、OECD東京センターが地域のハブとなることを期待すると発言した。

閣僚会合の最後には、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動などの課題について各国の立場や見解を踏まえた「閣僚声明」が採択された。閣僚声明では、ロシアによるウクライナ侵略への非難、経済的威圧への対抗、非加盟国に

よるOECDのスタンダードの遵守の促進、炭素削減アプローチに関する包摂的フォーラム(IFCMA)の立上げ、サプライチェーンに関する国際協力の強化、コーポレート・ガバナンス及び責任ある企業行動(RBC)の強化、ガバナメント・アクセスに関する原則策定や「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」に関する協力の継続なども盛り込まれた。

#### (ウ) 各分野での取組

OECDは、G20、G7、APECなど、ほかの国際フォーラムとの連携を深めており、国際課税制度の見直しの議論を主導するほか、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実施や鉄鋼の過剰生産能力問題への対処、コーポレート・ガバナンスに関する原則の改定、援助協調などの取組を行っている。

#### (エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、東南アジア地域プログラム(SEARP)を通じた政策対話などを行い、同地域との関係強化に取り組んでいる。2月には、SEARP閣僚会合が韓国・ソウルにおいてハイブリッド形式で開催され、日本からは、林外務大臣がビデオメッセージを発出した。10月にはハノイ(ベトナム)で開催されたOECD東南アジア閣僚フォーラムに高木啓外務大臣政務官が対面で出席し、OECDと東南アジアとの橋渡し役として、日本は引き続き、東南アジア各国の取組を支援していくと述べた。日本は今後も、OECD東京センターを活用しながら、同地域からの将来的な加盟を後押ししていく。

#### (オ) 財政的・人的貢献

2022年現在、日本は、OECDの本体予算(分担金)の9.2%(米国(19.9%)に次ぎ全加盟国中第2位)を負担している。また日本は代々事務次長(4ポストあり)の1ポストを輩出しているほか(現在は武内良樹事務次長)、事務局には2021年末時点で85人の邦人職員が勤務している。

#### (3) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO(TRIPS)<sup>7</sup>、世界知的所有権機関(WIPO)<sup>8</sup>などで多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。EPAなどでも、知的財産に関する規定を設け、知的財産の十分で効果的な保護が達成されるよう努めており、TPP11協定、日EU・EPA、RCEP協定にも、知的財産の保護と利用の推進を図る内容が規定されている。また、海外で模倣品・海賊版被害など知的財産についての問題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産担当官会議を地域ごとに毎年開催し、各国における被害や在外公館の対応状況の把握、適切な体制構築に関する意見交換やベスト・プラクティスの共有を行い、知的財産権侵害への対応の強化を行っている。2022年は中南米(3月)及び中国(11月)を対象に行った。

<sup>7</sup> TRIPS : Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)

<sup>8</sup> WIPO : World Intellectual Property Organization

### 3 国際会議における議論の主導

#### (1) G7

2月に発生したロシアによるウクライナ侵略により国際秩序の根幹が脅かされる中、2022年は、基本的価値や原則を共有するG7における政策協調がこれまで以上に緊密に行われた。

6月26日から28日まで開催されたG7エルマウ・サミットでは、議長国のショルツ・ドイツ首相が掲げた「公正な世界に向けた前進」という全体テーマの下、ロシアによるウクライナ侵略への対応に加え、物価対策を含む世界経済、インド太平洋などの地域情勢、気候変動、食料安全保障といった課題について、G7首脳間で率直な議論が行われた。例年どおり会議の一部に招待国・機関が参加したほか、ウクライナ情勢に関するセッションにはゼレンスキー・ウクライナ大統領がオンラインで参加した。

岸田総理大臣からは、ウクライナ情勢について、価値と原則を共有するG7として、引き続き国際社会の取組を主導していくことを呼びかけた。また、世界経済については、G7は各国の国民生活を物価高騰から守るための結束も強化していくべきであると述べた。地域情勢については、G7として、包摂的で法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を維持することの重要性を改めて表明した。岸田総理大臣からは、中国による<sup>せん</sup>尖閣諸島周辺の日本領海への侵入が継続していることを説明し



G7エルマウ・サミット  
(6月28日、ドイツ・エルマウ 写真提供：内閣広報室)

たほか、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調した。さらに、岸田総理大臣は、ロシアによる核兵器使用の威嚇や、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展は、国際社会に核の脅威を改めて示しており、核兵器不拡散条約 (NPT) の維持・強化の重要性が一層高まっていると述べ、「核兵器のない世界」を目指す上では、世界の核兵器数の減少傾向を反転させてはならないことを指摘した。気候・エネルギーについては、カーボンニュートラルの実現とエネルギー安全保障の強化に同時に取り組むことが肝要であると述べた。食料安全保障については、問題の根本的原因であるロシアによるウクライナ侵略を終わらせること及び現実的に食料危機に直面している国々への具体的な支援を通じて連帯を示すことの重要性を強調した。

会議の締めくくりに当たり、岸田総理大臣は、次期G7議長国として、2023年5月に広島でサミットを開催することを表明した。岸田総理大臣は、世界が、ウクライナ侵略、大量破壊兵器の使用リスクの高まりという未曾有の危機に直面している中、2023年のG7サミットでは、武力侵略も核兵器による脅しも国際秩序の転覆の試みも断固として拒否するというG7の意思を、歴史に残る重みを持って示したいと述べた。

議論の結果、G7首脳は、ロシアによるウクライナ侵略に対し、G7が結束して国際社会の秩序を守り抜くことを確認し、議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び五つの個別声明が発出された。

なお、2022年のG7ドイツ議長国下では、6月のエルマウ・サミットに加え、3月にはブリュッセル (ベルギー) において対面で、また2月、5月、10月、12月にはオンラインで臨時のG7首脳会議が開催され、ロシアによるウクライナ侵略へのG7としての対応などについて議論が行われた。



首脳間の会合に加え、閣僚間の会合も数多く行われ、このうちG7外務大臣会合は、2022年だけでもオンラインを含めて11回開催された。5月12日から14日までヴァイセンハウス（ドイツ）と11月3日から4日までミュンスター（ドイツ）の2度にわたり開催された独立した対面会合では、ウクライナ、中国、北朝鮮、インド太平洋、中東などについて突っ込んだ意見交換が行われた。また、5月の会合では、新型コロナやインフラ開発、気候変動についてG7としての連携を確認したほか、11月の会合の一部には、ガーナ及びケニアの外相並びにアフリカ連合（AU）副委員長も招待され、アフリカ地域情勢についても議論された。

G7貿易大臣会合については、第1回会合が3月23日にオンラインで、第2回会合が9月14日及び15日にノイハルデンベルク（ドイツ）で開催され、それぞれ、林外務大臣及び萩生田光一経済産業大臣、西村康稔経済産業大臣及び山田賢司外務副大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略に関連した貿易上の対応や、WTO改革、公平な競争条件などについて率直な議論が行われた。

5月18日及び19日にはG7開発大臣会合及びG7開発大臣・保健大臣合同会合がベルリン（ドイツ）で開催され、日本からは鈴木貴子外務副大臣及び佐藤英道厚生労働副大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略を受けたG7の支援の在り方や開発途上国におけるパンデミック対策の強化を含む、開発の諸課題について議論が行われた。

2023年に入ってから、日本が議長国としてG7の取組を主導している。同年2月18日にミュンヘン（ドイツ）で開催された日本議長国下で初となる対面会合となったG7外相会合では、ウクライナ情勢を中心に議論が行われ、会合の後半にクレバ・ウクライナ外相が参加した。G7として法の支配に基づく国際秩序を堅持するというコミットメントを強調するとともに、公正かつ持続的な平和へのウクライナのコ

ミットメントを歓迎し、そのためにウクライナと積極的に協力していくことで一致した。ロシアによるウクライナ侵略の開始から1年となる同年2月24日には、岸田総理大臣がG7首脳テレビ会議を主催し、ロシアによるウクライナ侵略への対応などにおけるG7の揺るぎない結束を改めて確認した。

## (2) G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協力のプレミア・フォーラムである。

11月15日及び16日に開催されたG20バリ・サミットでは、議長国インドネシアが掲げた「共に回復し、より強く回復する」のテーマの下、食料・エネルギー安全保障、国際保健など、現下の国際社会の重要課題について議論が行われた。岸田総理大臣は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、ロシアによる核の脅しは断じて受け入れられず、ましてやその使用もあってはならないことを訴えた。さらに、2023年のG7日本議長年を見据えつつ、これらの重要課題に関する日本の立場と取組を積極的に発信し、議論に貢献した。

議論の総括として、G20バリ首脳宣言が発出され、ほとんどのG20メンバーがウクライナでの戦争を強く非難したことが記載され、G20として、核兵器の使用も、使用すると脅しも受け入れられないとのメッセージが明確に盛り込まれた。



G20バリ・サミット  
（11月15日、インドネシア・バリ 写真提供：内閣広報室）



7月7日及び8日に行われたG20外相会合には林外務大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略が継続する中、多国間主義の在り方、食料やエネルギーの問題など、現下の国際情勢における重要課題について議論が行われた。

### (3) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」であり、APECはこの地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推進、経済・技術協力の活動を行っている。国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化・円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア太平洋地域は、日本が志向するFOIPの核である。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする上で非常に大きな意義がある。

2022年はタイが議長を務め、「Open, Connect, Balance (全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとる)」という全体テーマの下、年間を通じて様々な会合で議論が進められた。中でも、新型コロナ感染拡大後の回復及び包摂的・持続可能な経済成長のための協力、2020年首脳会議で採択されたAPECプロラジャヤビジョンで示された「開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋地域」の実現に向けた議論が進められた。

4年ぶりにバンコクで対面開催された11月18日及び19日の首脳会議では、首脳宣言に加え、新型コロナ感染拡大後のAPEC地域の持続可能な成長に関する取組を記した文書「バイオ・循環型・グリーン (BCG) 経済に関するバンコク目標」が採択された。「BCG経済に関するバンコク目標」には、環境課題への取組、持続可能で包摂的な貿易・投資の推進、環境保



APEC首脳会議 (11月、タイ・バンコク 写真提供:内閣広報室)

全・資源マネジメントの分野で取り組むべき目標が記された。首脳宣言には、ロシアによるウクライナ侵略を受け「ほとんどのメンバーは、ウクライナにおける戦争を強く非難し、この戦争が計り知れない人的被害をもたらし、また、成長の抑制、インフレの増大、サプライチェーンの混乱、エネルギー及び食料不安の増大、金融安定性に対するリスクの上昇といった世界経済における既存の脆弱性を悪化させていることを強調した。」との文言が盛り込まれた。

首脳会議に出席した岸田総理大臣は、新しい資本主義の実現を目指すことで、日本経済を新たな成長軌道に乗せ、アジア太平洋の包摂的で持続可能な成長に貢献していく決意を表明した。その上で、アジア全体のゼロエミッション化を含むグリーン社会の実現、デジタル・トランスフォーメーションの推進、女性の経済活動への一層の参画といった包摂的な社会による経済成長、ルールに基づく自由で公正かつ開かれた貿易・投資の推進、不公正な貿易慣行や経済的威圧とは相容れないCPTPPのハイスタンダードの維持、持続可能な発展のため「質の高いインフラ」投資や透明で公正な開発金融の推進などを訴えた。

2023年は、米国が議長を務めることとなっている。

## 4 日本の経済的な強みの発信 (日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。)

### (1) 外務本省・在外公館が一体となった日本 企業の海外展開の推進

外国に進出している日系企業は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を行うために、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや各種情報提供及び法律相談を、2022年度にはアジア・アフリカ地域を中心に、15か国20公館で実施した。

ビジネスに関する問題の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパンプランド」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会などを広報・宣伝する場として、また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸などを積極的に提供することにより、幅広く広報を行っている。そのほか、新型コロナの世界的流行に鑑み、オンラインなども活用して事業に取り組んだ。

### (2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2022年12月までに54回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、そのフォローアップを行ってきたが、2020年12月に近年の情勢変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2025」(以下「新戦略」という。)を策定し、(1) 経済成長の実現、(2) 持続可能な開発目標(SDGs) 達成への貢献、(3) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現を重点戦略として明確化し、2025年のインフラシステムの受注額を34兆円とすることが目標として掲げられた。2021年6月には「ポストコロナを見据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」を決定し、ユーティリティ、モビリティ・交通、デジタル、建設・都市開発農業・医療・郵便など5分野の「分野別アクションプラン」の策定や総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの政策目標(Key Performance Indicator: KPI)を設定、さらに2022年6月には新戦略の追補版を策定し、環境の変化を踏まえ重点戦略を明確化した。さらに、重点戦略に沿った具体的施策を掲げるなど、新戦略の目標達成に向け、各種の施策を推進している。

また、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を指名し(2023年3月末時点で77か国99公館、約200人) 成果を上げてきている。

### (3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する 輸入規制)

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、政府一体となった取組を一層促進するため、2020年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定され、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円にするという目標の達成に向け、輸出産地・事業者の育成などを行っていくこととなった。また、輸出額1兆円を突破した2021年末、2022年6月及び12月には本戦略を改訂し、更なる輸出拡大に向けて取組を加速化させている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、在外公館などのネットワークを利用し、SNSなども活用しながら、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信している。特に、56か国・地域の60か所の在外公館では、日本企業支援担当官（食産業担当）を指名し、農林水産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点的に強化しているほか、その他の国・地域においても各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的な取組を行っている。さらに、4月以降、主要な輸出先国・地域において、在外公館と日本貿

易振興機構（JETRO）海外事務所及び日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームが立ち上がり、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援している。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も、関係省庁と連携しながら、一日も早くこうした規制が完全に撤廃されるように取り組んでいる。こうした取組の結果、2022年には英国（6月）、インドネシア（7月）が輸入規制を撤廃し、累計で43か国・地域が規制を撤廃した。

2022年末現在も規制を維持している12の国・地域（輸入停止を含む規制：韓国、中国、台湾、香港、マカオ 限定規制：仏領ポリネシア、EU、アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ロシア）に対しては、引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、科学的根拠に基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、より一層説明及び働きかけを行っていく。

## 5 資源外交と対日直接投資の促進

### (1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

#### ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

##### (ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(a) 需要（消費）構造、(b) 供給（生産）構造、(c) 資源 選択における三つの構造的な変化が生じて

いる。(a) 需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。(b) 供給については、「シェール革命」<sup>9</sup>により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産の液化天然ガス（LNG）の更なる輸出を

9 シェール革命：2000年代後半、米国でシェール（Shale）と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、また経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与えていること



促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。(c) 資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス(GHG)の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への移行に向けた動きが加速している。また、気候変動に関するパリ協定が2015年12月に採択されて以降、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展している。加えて、2021年に入り、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言が相次いでおり、世界の脱炭素化へのモメンタム(勢い)は高まりを見せている。原油市場の動きについて見ると、新型コロナからの経済回復に伴い、供給不足が顕著となり、原油価格は新型コロナ発生前の水準を超え、2021年10月に3年ぶりの高値を付けた。2022年になると、ロシアによるウクライナ侵略を受け、エネルギー価格は更なる高騰を見せ、前半にかけて高値での変動を繰り返した。7月以降は主要国の金利引締めによる景気減速の懸念や中国のゼロコロナ政策などをめぐり下落傾向になったが、引き続き不安定な相場が続いている。国際社会はロシア産エネルギーへの依存脱却、エネルギー市場の安定化、脱炭素化の実現をいかに達成していくかという課題に直面している。

### (イ) ロシアに対する制裁

ロシアへのウクライナ侵略に対するエネルギー分野の制裁について、5月、G7首脳声明においてロシア産石油の禁輸方針を打ち出し、日本も原則輸入停止の方針を表明した。また、世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油などを一定程度輸送できるようにすることで、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減少させることを目的とし、9月、G7財務大臣・中央銀行総裁会議において、一定の価格を超えるロシア産原油などの海上輸送などに関連するサービスを禁止する「プライ

ス・キャップ(価格上限規制)」措置を導入することで一致した。本措置にはG7(EUを含む。)及びオーストラリアが参加している。なお、サハリン2プロジェクトで生産された原油については、日本のエネルギー安全保障の観点から、本措置の規制の対象外としている。

### (ウ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などのほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率(原子力を含む。)は、2011年震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、2019年には12.1%まで持ち直したものの、ほかのOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。また、日本の原油輸入の約90%が中東諸国からであり、LNGや石炭については、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。同時に、気候変動への対応も重要となっている。日本は、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、2021年4月に、2030年度の46%削減、更に50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標を表明した。こうした状況を背景に、2021年10月に閣議決定された、「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー源の安全性(Safety)、安定的供給の確保(Energy Security) エネルギーコストの経済的効率性の向上(Economic Efficiency)、気候変動などの環境への適合性(Environment)を考慮した、「S+3E」の原則を引き続き重視しながら、2030年までの具体的な取組を示している。



## イ エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

### (ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、2022年末時点、合計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置している。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄し、業務に従事する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開催している。2022年は12月9日にオンライン形式で開催した（詳細は290ページ イ（エ）を参照）。

### (イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に起きたロシアのウクライナ侵略により、石油価格は1バレル当たり130ドルを超え、欧州ガス市場では100万BTU当たり70ドルを突破するなどエネルギー価格は大きく高騰し、エネルギー市場は大きく不安定化した。

この状況下、日本は、2月と3月に、欧州での天然ガスの需給逼迫を緩和するため、日本企業が取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、また国際エネルギー機関（IEA）加盟国として、3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放出を実施し、過去最大の放出量となる計2,250万バレルの石油備蓄を放出した。

こうしたエネルギーをめぐる情勢の中で、エネルギー市場の安定化に向けて、資源生産国に対する増産の働きかけも行っている。3月には岸田総理大臣とムハンマド・アラブ首長国連邦

皇太子及びムハンマド・サウジアラビア皇太子との会談、林外務大臣とアブドラ・アラブ首長国連邦外相及びジャーベル産業・先端技術相との会談、4月には林外務大臣とアフマド・クウェート外相及びバドル・オマーン外相との会談、7月には林外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との会談、9月には岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子及びムハンマド・アラブ首長国連邦大統領との会談などの産油国との間の首脳・閣僚レベルの累次の会談の機会に産油国に対する働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルで産油国に対する働きかけを行った。

### (ウ) エネルギー・鉱物資源に関する国際機関との連携

エネルギーの安定供給や重要鉱物資源のサプライチェーン強靱化に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用している。ロシアによるウクライナ侵略によって生じたエネルギー危機の中でも、エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るために、エネルギーの安定供給の確保と供給源の多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源の安定的確保が重要であることを国際社会に発信している。

3月、小田原潔外務副大臣は、第28回IEA閣僚理事会（フランス・パリ）に出席し、日本は世界のエネルギー移行を促進するため、各国・地域のエネルギー事情を考慮し、あらゆるエネルギー源や技術を組み合わせる視点からIEAの活動を支援していくこと、また、多くの重要鉱物資源について、一部の国に精製・分離のプロセスが寡占されている現状の問題を指摘し、重要鉱物資源のサプライチェーンの強靱化支援として、日本が新たに約180万ユーロ（約2.2億円）をIEAに対して拠出を決定したことを表明した。また、5月、小田原外務副大臣は、

国際再生可能エネルギー機関（IRENA）<sup>10</sup>第23回理事会にオンライン形式で出席し、ウクライナ危機は改めてエネルギー安全保障とエネルギー転換の両立の重要性を認識させたと述べてつ、再生可能エネルギーを主としたエネルギー・システムへの道筋は一つではなく各国の事情に応じた議論が重要であること、また、再生可能エネルギーの普及に不可欠な重要鉱物資源の取組の進捗と水素のサプライチェーン構築のための国際貿易に係る取組を歓迎することを表明した。

6月、鈴木外務副大臣は、「鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）閣僚級会合」（カナダ・トロント）に出席して、鉱山開発、精製・加工、リサイクル・リユースといった、一連のサプライチェーンにおいて、高い環境・社会・ガバナンス（ESG）基準を実現するため、投資の促進を含む官民の連携を戦略的に促進することを目的としたMSPの立上げへの日本の支持を表明した上で、鉱物資源の供給多角化に向けた日本の取組を紹介し、鉱物資源をめぐる現下の課題解決に向け、本枠組みにおける議論と活動に積極的に貢献したいと述べた。

9月、高木外務大臣政務官は、インドネシアを議長国として開催されたG20エネルギー移行大臣会合に出席した。高木外務大臣政務官からは、エネルギー価格の高騰は先進国、途上国を問わず脆弱な人々の生活を圧迫しており、エネルギー・アクセスの確保が喫緊の課題となっていることを指摘し、廉価なエネルギーへのアクセスはベーシック・ヒューマン・ニーズであると述べた。また、高木外務大臣政務官は、今回のエネルギー危機によりエネルギー安全保障の重要性が再認識される中、エネルギー安全保障については国家単位ではなく、人の単位で、一人一人にエネルギーが行き渡るべきであり、エネルギー安全保障の確保をエネルギー移行の加速化の基盤としていくことが重要であると強

調した。これらの国際機関とは、事務レベルにおいても日頃から緊密に連携して、エネルギーの安定供給や重要鉱物資源のサプライチェーン強靱化に向けて取り組んでいる。

### （工）エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議

外務省では、2009年度から、主要資源国に設置された大使館・総領事館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えた会議を毎年開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきた。2022年の戦略会議は、約30公館を超えるエネルギー・鉱物資源専門官及び資源エネルギー庁関係者などが参加し、第1部では、ロシアのウクライナ侵略によって生じたエネルギー危機下にある中、在外公館からのエネルギー情勢の報告を踏まえて今後の課題やその対策についての議論を行い、第2部では、米国国務省エネルギー資源局関係者から、米国のイニシアティブで設立されたクリーンエネルギー移行に必要な鉱物資源の安定供給に向けた取組である鉱物資源安全保障パートナーシップの意義に関する説明を得て、重要鉱物のサプライチェーン強靱化に向けた取組についての議論を行った。

### （オ）エネルギー憲章条約の近代化に係る交渉の実質合意

エネルギー憲章に関する条約（Energy Charter Treaty：ECT）は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本は2002年に発効）。欧州及び中央アジア

10 IRENA：International Renewable Energy Agency

諸国を中心とした52か国・機関が本条約<sup>11</sup>を締結している。2020年から条約改正に向けた議論が行われ、2022年6月に締約国交渉当事者間で実質合意に達した。また、日本はECTの最大の分担金拠出国であり、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。なお、2021年9月から、ECTの運営組織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として初めて副事務局長に就任している。

#### (カ) エネルギー・鉱物資源に関する広報分野での取組

4月、外務省は、日本経済団体連合会（経団連）の後援の下、アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考えるエネルギー転換期における天然ガス」をオンラインで開催した。本セミナーには、小田原外務副大臣が出席したほか、経団連の宮地伸二アジア・大洋州地域委員会企画部会長が後援団体を代表して出席した。アリフィン・タスリフ・インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源相及びティム・グルドIEAチーフエコノミストが基調講演を行ったほか、エネルギー・国際関係に携わる国際機関関係者、有識者などがパネリストとして登壇した。セミナーには国内外から約1,200人がオンラインで参加登録を行った。セミナーの冒頭、小田原外務副大臣から、ロシアによるウクライナ侵略は、エネルギー転換とエネルギー安全保障の両立の重要性を改めて世界に認識させたと述べ、脱炭素化社会を実現するためにも、現実的で円滑なエネルギー転換を実施していく必要性を指摘した。また、脱炭素化の過渡期において、発電量が天候に左右されやすい太陽光や風力発電を補う調整力を担う観点などから、天然

ガスが極めて重要な役割を果たすことを述べた。セミナーではエネルギーの地政学リスクについて、脱炭素化への時間軸を念頭に議論することの重要性や日常生活において、エネルギー転換をいかに進めていくべきかについて、活発な議論が行われた。参加者の間では、エネルギー安全保障のリスクが顕在化している今こそ、エネルギー転換について有意義な取組を進めるチャンスでもあるとの認識が共有された。

また、11月7日から8日にかけて、外務省は、日本に駐在する8か国の大使館から8人の外交官を対象に、福島県内のエネルギー関連施設の視察を行うスタディー・ツアー「危機のエネルギー」を実施した。具体的には、<sup>なこそ</sup> 勿来IGCCパワー合同会社・勿来IGCC発電所、福島原子力発電所、福島水素エネルギー研究フィールド、そうまIHIグリーンエネルギーセンター、福島再生可能エネルギー研究所を視察し、地元関係者との交流会を開催した。参加外交団からは、日本のエネルギー事情や再エネの今後の可能性について包括的に学ぶことができ、大変興味深かったとの意見が寄せられた。

#### (2) 食料安全保障の確保

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナ、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などによる複合的リスクにより、サプライチェーンの混乱や途絶という食料システムに影響を与える問題が顕在化していたところに、ロシアのウクライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中心に食料安全保障をめぐる状況が世界規模で急激に悪化した。さらに、食料の生産のための土地利用、気候変動には適応した農業生産、状況に応じた適切な肥料の使用などといった将来に向けた課題もある。急性食料不安に直面する人口は、過去最大の3億4,900万人に達している。

2022年世界の食料安全保障と栄養の現状

<sup>11</sup> エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。



(SOFI)<sup>12</sup>によると、経済の落ち込みやサプライチェーンの混乱による食料アクセスの低下に伴い、2021年の栄養不足人口は、新型コロナの影響で急増した2020年よりも鈍化したものの、引き続き増加傾向は続き、最大で8億2,800万人に達したと推定される。また、2022年においてもロシアによるウクライナ侵略がSDG（持続可能な開発目標2「飢餓をゼロに」）の目標に対して新たな課題をもたらし、飢餓と食料危機に直面している国の食料安全保障と栄養に悪影響を与えていると指摘している。また、ロシアとウクライナ両国が世界有数の穀物などの輸出国であったことから、特に両国産穀物に多くを依存するアフリカ、中東、アジアの途上国を中心とする国々への安定的な穀物の供給に更に深刻な影響をもたらしたほか、世界各地で穀物の供給不足の懸念から取引価格が上昇し、食料価格の高騰を招いている。このように、ロシアによるウクライナ侵略は、グローバル・サプライチェーンの混乱により引き起こされる食料安全保障の脆弱性を示した。

#### ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

2022年はこのようなグローバルな食料危機に対応するため、様々な議論が行われた。特に、ロシアのウクライナ侵略を受けた世界的な食料不安への懸念から、G7やG20といった国際的な枠組みや様々な国際機関からその状況への懸念が表明された。また、国連や米国、ドイツ、フランスなどのイニシアティブによる国際協調の枠組みの創設や、ウクライナからの穀物輸出を実現するために国連主導のウクライナから黒海を通じて穀物輸出を行う「黒海穀物イニシアティブ」、EU主導のウクライナから鉄道、トラックによる陸路での穀物輸出やウクライナへの生活物資などを運ぶ「連帯レーン」などの

取組が行われた。

#### イ 日本が参加した主なイニシアティブ

5月には、米国のイニシアティブにより、ニューヨークの国連本部で「グローバルな食料安全保障のための行動要請に関する閣僚会合」が開催され、小田原外務副大臣が出席した。会合の中で、日本は、食料安全保障の危機に対処するための緊急の課題として、ウクライナ産食料の国際的な流通を回復させること、農業の生産力の向上と肥料の効率的な使用を促進すること、不当な輸出規制や過剰な備蓄を避けることの3点が持続可能な食料システムの構築に重要であると述べ、本会合の参加国と今後一層連携・協力していくことにコミットした。

6月には、ドイツのイニシアティブにより「グローバルな食料安全保障に向けた結束のための閣僚会合」がベルリンにおいて開催され、日本からは林外務大臣がオンラインで出席した。出席した閣僚の多くから、ロシアのウクライナ侵略が世界の食料安全保障を悪化させていることへの懸念が表明され、現下の食料安全保障の危機に対処するためには、関係者間で引き続き緊密に連携していくことが不可欠である点を確認した。

また、G7エルマウ・サミットが開催され、議長のリッベールト・ドイツ首相が掲げた「公正な世界に向けた前進」という全体テーマの下、G7首脳間で率直な議論が行われ、ロシアによるウクライナ侵略に対し、G7が結束して国際社会の秩序を守り抜くことを確認した。サミットの成果文書として、「世界の食料安全保障に関するG7首脳声明」が発出され、声明の中で「世界の食料及び栄養の安全保障を強化し、食料危機に最も強く影響を受けかねない脆弱な人々を守るため、努力を惜しまない。」と述べ、G7として結束していくことを確認した。

12 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI) : SOFI (The State of Food Security and Nutrition in the World) は、国連食糧農業機関 (FAO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) 及び世界保健機関 (WHO) が共同発行する世界の食料不足と栄養に関する年次報告書



9月には、米国、EUなどのイニシアティブにより、ニューヨークにおいて「グローバル食料安全保障サミット」が開催され、林外務大臣が出席した。この会合ではロシアのウクライナ侵略による食料価格の上昇や一部供給途絶など、世界的な食料安全保障への影響や課題を議論し、現下の食料危機の解決に向けた国際社会の取組の指針が検討された。また、日本にとって、喫緊の課題となっている世界的な食料不安に対し、国際社会と緊密に連携・協力して取り組んでいくことを確認する機会となった。

#### ウ 食料安全保障に関する国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関である国連食糧農業機関（FAO）の活動を支えている。特に、日本は第3位の分担金負担国であり、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議の実施や、国内における理解向上のためのシンポジウムなどを実施している。

また、2022年は、ロシアのウクライナ侵略を受けて、世界的な主要穀物生産国のウクライナにおける農業生産の状況が懸念されたことから、日本は、FAOを通じて、ウクライナ農家への小麦やトウモロコシの種子の配布や収穫された穀物を保管するための一時貯蔵能力の拡大支援、また陸路を通じた輸出促進を支援するためのルーマニア国境のイズマイル検疫所の能力構築支援を実施した。また、日・FAO関係強化のため年次戦略協議などを実施し、緊密な対話を継続している。

#### 工 食料安全保障に関する広報分野での取組

3月、外務省は、食料安全保障シンポジウム

「ロシアのウクライナ侵略から見る日本と世界の食料安全保障」をオンライン形式で開催し、本セミナーには、国内外から500人以上が参加した。本セミナーには、小田原外務副大臣が出席したほか、岡部芳彦神戸学院大学経済学部教授、平澤明彦農林中金総合研究所執行役員兼基礎研究部長、江崎道朗拓殖大学大学院客員教授が出席した。また、有識者やアグリビジネス関係者が登壇した。冒頭の開会挨拶において、小田原外務副大臣から、ロシアによるウクライナ侵略が世界及び日本の食料安全保障を含む国際社会に様々な負の影響を与えている状況を指摘した。さらに、自由で公正な貿易体制の維持・強化や国際協力といった平時の備えの重要性及び国家備蓄の整備や供給先の多角化といった有事での対応の重要性について指摘した。その後、登壇者によるパネルディスカッションでは、昨今の世界情勢によって複雑化する食料安全保障、農業政策、地政学や経済安全保障の観点から日本の取るべき政策について、質問者を交えて活発な議論を行った。

#### (3) 漁業（マグロ・捕鯨など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会（IWC）<sup>13</sup>が「鯨類の保護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有していることを踏まえ、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用を否定し保護のみを主張する国々との共存は極めて困難であることが明らかとなったため、日本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再開した。

13 IWC : International Whaling Commission

日本は、領海と排他的経済水域（EEZ）<sup>14</sup>に限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択された方式により算出された、100年間捕獲を続けても資源量に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献するといった日本の方針は、IWC脱退後も変わることはない。日本は、10月に前回総会から4年ぶりに開催されたIWC総会へのオブザーバー参加を始め、IWCや北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）といった国際機関に積極的に関与し協力を積み重ねている。また、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開し、その一部はIWCと共同で実施している。その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な管理の実現の基礎となる重要なデータとして、IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制（IUU）<sup>15</sup>漁業は、持続可能な漁業に対する脅威の一つとなっている。日本が議長を務めた2019年G20大阪サミットの首脳宣言では、「IUU漁業に対処する重要性を認識」することが明記された。これを一つの契機として、昨今ではG7、G20、APECを始めとする多国間協議の成果文書において、「IUU漁業を終わらせることへのコミットメントを確認する」ことが明記されるようになってきている。さらに、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」（PSMA）<sup>16</sup>への加入を、未締結国に対して呼びかけているほか、開発途上国に対してIUU漁業対策を目的とした能力構築支援も行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷によって、将来的に無規制な漁業が行われる可

能性が懸念されている。このような懸念を背景として、2018年10月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名され、2021年6月に発効した。2022年11月、韓国で第1回締約国会合が開催され、日本を含む10か国・地域が参加し、中央北極海における科学的な調査やモニタリング計画の策定などに向けた議論が行われた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関（RFMO）<sup>17</sup>に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導しており、近年、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。太平洋クロマグロについては、2021年の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）<sup>18</sup>の年次会合において大型魚に対する漁獲枠の15%増枠が認められ、2022年には同措置を踏まえた操業が行われた。また2022年の同会合では、カツオについて、資源を中長期的に維持すべき水準や、資源の状況に応じた漁獲の在り方を事前に設定しておく管理方式が採択された。大西洋クロマグロについては、11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）<sup>19</sup>の年次会合において、近年の資源量回復を受けて大西洋東水域の総漁獲可能量（TAC）<sup>20</sup>は前年比12.7%の増加が認められ、大西洋西水域のTACは前年の水準が維持された。ミナミマグロについては、10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）において、2023年のTACは前年と同水準とすることが確認された。

サンマについては、近年の資源悪化やそれに伴う不漁が問題となっている。2022年の北太

14 EEZ : Exclusive Economic Zone

15 IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

16 PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

17 RFMO : Regional Fisheries Management Organization

18 WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

19 ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

20 TAC : Total Allowable Catch

平洋漁業委員会 (NPFC)<sup>21</sup>の年次会合の開催は現下の国際情勢を踏まえて延期されており、2023年に開催予定の年次会合において資源管理を一層充実させることが重要となっている。

ニホンウナギについては、4月、ウナギに関する第1回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、5月から7月にかけて、日本が主導した第15回非公式協議において、日本、韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定、ニホンウナギの共同研究における協力を促進することなどについて議論及び確認が行われた。なお、中国の同非公式協議への参加は8年ぶりとなった。

#### (4) 対日直接投資

対日直接投資の推進については、2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進した。外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置など追加的な施策の継続的実現を図っていくこととしている。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制」<sup>22</sup>を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」で掲げた、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する(2012年比)」との当初の数値目標は達成され、2021年6月の第9回対日直接投資推進会議では、対日直接投資促進のための中長期戦略として「対日直接投資促進戦略」が新たに定められ、KPI (Key Performance Indicator) として対日直接投資残高を

2030年に80兆円と倍増(2020年比)、GDP比12%とすることを目指すことが決定された。

外務省は、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施している。外交資源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に行っている。2016年4月に126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」では、JETROとも連携し、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日直接投資の呼びかけ、対日直接投資関連イベントの開催などを行い、2021年度の活動実績は650件以上となった。

さらに、日本国内では、3月に外務省主催でグローバル・ビジネス・セミナーを開催し、対日直接投資の推進をテーマに、再生可能エネルギーの柱とされる洋上風力と脱炭素の切り札と呼ばれる水素ビジネスに焦点を当て、国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 事務局長による基調講演が行われたほか、国内外企業関係者、在京大使館、駐日経済団体・商工会議所関係者、政府・地方自治体関係者など約250人の参加の下、活発な議論が行われた。

#### (5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に向けた取組

2020年12月、博覧会国際事務局 (BIE)<sup>23</sup>総会で大阪・関西万博の登録申請が承認され、日本は正式に各国・国際機関に対する参加招請を開始し、外務省は、多数の国・国際機関に参加してもらえるよう招請活動に取り組んできている。

2月、日本はBIEとの間で大阪・関西万博の開催及びその準備に向けた環境整備を目的に、参加国・国際機関などへの特権・免除の付与などを規定した協定に署名し、本協定は8月に発

21 NPFC : The North Pacific Fisheries Commission

22 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相談相手につける制度

23 BIE : Bureau International des Expositions



効した。

また、10月、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、「International Planning Meeting（国際企画会議）」を開催し、参加招請した国や国際機関を大阪市に招き各種情報の提供を行った。

国内外から多数の来場が見込まれる万博を通

じて、世界に日本の魅力を発信し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、2030年を目標年とするSDGs達成への取組を加速化することを目指す。世界の人々に夢や驚きを与え、日本全体を元気にするような万博にするため、引き続きオールジャパンの体制で取り組んでいく。

## コラム

## モーリシャスから見たインド洋漁業

駐モーリシャス特命全権大使 川口周一郎

インド洋の貴婦人とも呼ばれるモーリシャスは、美しい珊瑚礁に囲まれた人口約126万人の島国です。2020年8月には、ばら積み貨物船「WAKASHIO」の座礁による油流出事故が発生しましたが、日本による官民を挙げての懸命な支援によって、油防除作業は2021年1月には終了し、事故当初とは見違えるほど綺麗な海になりました。

2023年はモーリシャスの漁業にとって重要な年です。インド洋まぐろ類委員会（IOTC）と、南インド洋漁業協定（SIOFA）というインド洋における漁業を管轄する二つの国際機関の年次会合がモーリシャスで開催されることになっているからです。この機会をお借りして、モーリシャスの漁業事情について簡単にご紹介します。

エメラルドグリーンの海に浮かぶモーリシャスの周辺海域には、まぐろ類を始めとする漁業資源が豊富に存在し、キハダやビンナガなどのまぐろ類を漁獲する外国漁船が多く操業しています。首都に位置するポートルイス港は、燃料などの補給やまぐろ類の水揚げのためにスペインやフランスといった欧州各国の旋網漁船が毎日100隻以上も寄港し、活気であふれています。欧州の漁船が水揚げする40キログラムほどのキハダは、缶詰や冷凍加工品として主に欧州へ輸出され、モーリシャスにとって重要な収入源となっています。

モーリシャスの漁業は日本との関係も深く、30年前には、日本村ができるほど多くの日本人漁業関係者がモーリシャスに滞在していたようです。日本に輸出される魚類の大部分はまぐろ類が占めていますが、キンメダイなどのまぐろ類以外の魚種も日本に輸出されています。一方で、現地では、日本のように新鮮なまぐろを刺身として食べる文化はなく、地元の漁師が環礁付近で漁獲したまぐろを素揚げにして火を通し、カレーにして食べるのが一般的です。このように、刺身として食する文化が存在しないこともあり、モーリシャス国内ではコールドチェーン（低温物流）が十分に整備されておらず、高級市場を開拓する上での課題となっていますが、将来的な市場拡大に向けた大きな可能性を秘めているといえます。

このように漁業と身近なモーリシャスにとって、持続可能な漁業を脅かす違法・無報告・無規制（IUU）漁業への対処は重大な課題です。国際商品であるまぐろを持続可能な形で利用していくためには、排他的経済水域（EEZ）内で活動するIUU漁船に対する取締り能力の向上や、IUU漁業に関与した乗組員の処罰に係る法整備が急務となっています。

ユネスコの無形文化遺産として登録されている和食は、モーリシャスにおいても大人気ですが、和食にとって新鮮な魚料理は欠かせません。大使公邸でお客様をお迎えする際も、美味しい魚料理をお出しすることを心がけています。地元の漁師から買い取った刺身や、遠洋でとれたキンメダイの煮付けなど、5つ星ホテルを凌ぐ魚料理が提供されると現地の政財界でも話題となっており、今や、魚料理は外交に不可欠なツールとなっています。



モーリシャスの海



筆者。仕入れた魚と共に